

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年3月31日

奈良県知事 山下 真

1 業務の概要

(1) 業務名

奈良県外国人観光客交流館あり方検討委員会運営支援業務

(2) 業務の目的

今後の外国人観光客交流館の存廃や民間活力の導入を含めた今後のあり方について、外部有識者等を交え、調査審議するにあたり、「奈良県外国人観光客交流館あり方検討委員会」を設置するため、委員会の運営支援を業務委託することとする。

(3) 業務の内容

- ①関連計画整理、現況調査
- ②活用方針及び導入機能の整理
- ③事業条件の検討
- ④委員会運営支援

(4) 委託料上限額

9,916千円（消費税及び地方消費税の額(10%)を含む）を限度とする。

(5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する「奈良県外国人観光客交流館あり方検討委員会運営支援業務」委託公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に示すところによる。

(6) 契約期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

2 応募資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q4「検査・分析・調査義務」に登録をしている者であること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。）
- (4) この公告に係る契約締結年度を除き過去5年間に国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行した者であること。
なお、「公共施設のあり方検討調査業務」もしくは、「公共施設のあり方検討に関する委員会（会議）運営支援業務」を同種とする。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 応募資格」に示した参加資格要件が備わっていないとき。
- (2) 参加資格確認資料又は企画提案書に虚偽又は不正があったとき。

- (3) 提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 一以上の評価項目についての記載がなかったとき。
- (5) 委託上限額を超える見積書が提出されたとき。
- (6) プレゼンテーションに不参加のとき。
- (7) その他不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地

奈良県 観光局 観光戦略課 企画調整係

電話番号：0742-27-8051

F A X ：0742-27-1065

- (2) 募集要項及び仕様書の配布

令和7年3月31日（月）から令和7年4月22日（火）正午までの間に、4の（1）の担当部局またはインターネットホームページ「奈良県観光戦略課」から入手するものとする。

ただし、（1）の担当部局での配布については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。また、最終日は正午まで。）とする。

- (3) 参加表明書の提出

4の（2）により配布する募集要項に示すところにより、令和7年4月14日（月）午後5時までに提出すること。

- (4) 企画提案書等の提出

4の（2）により配布する募集要項に示すところにより、令和7年4月22日（火）正午までに提出すること。

- (5) 質問の受付

4の（2）により配布する募集要項に示すところによる。

5 受託者の選定

4の（2）により配布する募集要項に示すところによる。

6 電子契約の可否

- (1) 可とする。

- (2) 電子契約を希望する場合は、別添「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を4の（3）で示す参加表明書の手続きとあわせて持参または郵送により提出すること。

7 その他

- (1) 本受託者募集参加に係る経費

企画提案に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

- (2) 提案書類の返却

提出された提案書等は返却しない。

- (3) その他、詳細は4の（2）により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。